

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和5年6月8日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	神奈川県
3. 市区町村名	厚木市
4. 届出番号	11
5. 独自利用事務の事例番号	67-1
6. 独自利用事務の対象者	障害者
7. 番号法第9条第2項の条 例に規定した日	令和3年12月23日
8. 保護評価の実施の有無	1. 有
9. 評価書番号	28
10. 保護評価書の名称	心身障害者医療費助成の支給決定に関する事務 基礎項目評価書
11. 保護評価書のURLリンク	<a href="https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&amp;hj_no=&amp;kk_name=%E5%8E%9A%E6%9C%A8%E5%B8%82%E9%95%B7&amp;ev_name=%E5%BF%83%E8%BA%AB%E9%9A%9C%E5%AE%B3%E8%80%85%E5%8C%BB%E7%99%82%E8%B2%BB%E5%8A%A9%E6%88%90%E3%81%AE%E6%94%AF%E7%B5%A6%E6%B1%BA%E5%AE%9A%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E4%BA%8B%E5%8B%99&amp;ev_type=2&amp;ev_type=3&amp;ev_type=4&amp;opn_date_from_gengo=5&amp;opn_date_from_year=EF%BC%91&amp;opn_date_from_month=4&amp;opn_date_from_day=3&amp;opn_date_to_gengo=5&amp;opn_date_to_year=5&amp;opn_date_to_month=7&amp;opn_date_to_day=3&amp;count=20&amp;search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2">https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&amp;hj_no=&amp;kk_name=%E5%8E%9A%E6%9C%A8%E5%B8%82%E9%95%B7&amp;ev_name=%E5%BF%83%E8%BA%AB%E9%9A%9C%E5%AE%B3%E8%80%85%E5%8C%BB%E7%99%82%E8%B2%BB%E5%8A%A9%E6%88%90%E3%81%AE%E6%94%AF%E7%B5%A6%E6%B1%BA%E5%AE%9A%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E4%BA%8B%E5%8B%99&amp;ev_type=2&amp;ev_type=3&amp;ev_type=4&amp;opn_date_from_gengo=5&amp;opn_date_from_year=EF%BC%91&amp;opn_date_from_month=4&amp;opn_date_from_day=3&amp;opn_date_to_gengo=5&amp;opn_date_to_year=5&amp;opn_date_to_month=7&amp;opn_date_to_day=3&amp;count=20&amp;search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2</a>
12. 委任関係	

執行機関名 厚木市長

重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	厚木市中心身障害者医療費の助成に関する条例(昭和48年厚木市条例第12号)による心身障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	47	
③番号法別表第2の項	67	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		厚木市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例第4の項 厚木市中心身障害者医療費の助成に関する条例(昭和48年厚木市条例第12号)による心身障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第1条	厚木市中心身障害者医療費の助成に関する条例(昭和48年厚木市条例第12号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって(障害者及び障害児)の(福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与する)ことを目的とする。	第1条この条例は、心身障害者に対して医療費の一部を助成することにより、(心身障害者)の(福祉の増進)を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		厚木市中心身障害者医療費の助成に関する条例(昭和48年厚木市条例第12号)厚木市中心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則(平成元年規則第12号)